

(新) 令和 7 年度	(旧) 令和 6 年度
令和 <u>7</u> 年度 柏市地域包括支援センター運営方針 <u>(案)</u>	令和 <u>6</u> 年度 柏市地域包括支援センター運営方針
1 基本的運営方針 (1)～(4) (略) 2 地域包括支援センターの業務実施方針 (1) 介護予防ケアマネジメント業務 介護保険の要支援認定者及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを通して、自立した生活が継続するよう支援するものとする。また、基本チェックリスト等により介護予防が必要な高齢者の把握に努める。 ＜取組みの視点＞ ○自立支援に向けた課題整理・目標設定・目標達成のための具体策を利用者と共有する。 ○利用者の主体的な取組みを引き出す工夫を図る。 ○当事者だけでなく、地域への啓発や資源開発、体制整備に向けた調整などにも同時に取り組む。 <u>○生活支援体制整備事業を有効活用する。</u> (2) (略)	1 基本的運営方針 (1)～(4) (略) 2 地域包括支援センターの業務実施方針 (1) 介護予防ケアマネジメント業務 介護保険の要支援認定者及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを通して、自立した生活が継続するよう支援するものとする。また、基本チェックリスト等により介護予防が必要な高齢者の把握に努める。 ＜取組みの視点＞ ○自立支援に向けた課題整理・目標設定・目標達成のための具体策を利用者と共有する。 ○利用者の主体的な取組みを引き出す工夫を図る。 ○当事者だけでなく、地域への啓発や資源開発、体制整備に向けた調整などにも同時に取り組む。 (2) (略)

(新) 令和7年度	(旧) 令和6年度
(3) 総合相談支援業務 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の身近な相談窓口としての機能を果たすものとする。また、高齢者に対する支援のみならず、複合的な課題を抱える世帯等への包括的な支援体制（重層的支援体制）の一端を担う。 ＜取組みの視点＞ ○様々な相談におけるそれぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスにつなぐとともに、継続的にフォローするため地域の状況や課題の把握を行う。 ○包括的・継続的な支援の入り口となるワンストップサービス拠点機能を果たす。 ○地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制を構築する支援者の一員として、障害福祉分野や生活困窮分野等の各専門支援機関との円滑な連携を図る。 <u>○地域包括支援センターの周知を行う。</u> (4) 権利擁護業務 地域住民・民生委員・介護支援専門員等の見守り支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が、尊厳をもって安心した生活が送れるよう、関係機関のネットワークにより、専門的・継続的な視点から必要な支援を行うことを目的とする。 ＜取組みの視点＞ ○利用者がメリットを実感できる成年後見制度の積極的な活用を図る。 ○虐待の早期発見・早期対応に努める。 ○複合的な課題に適切<u>に</u>対応<u>する</u>ため、関係機関との連携体制の充実を図る。	(3) 総合相談支援業務 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の身近な相談窓口としての機能を果たすものとする。また、高齢者に対する支援のみならず、複合的な課題を抱える世帯等への包括的な支援体制（重層的支援体制）の一端を担う。 ＜取組みの視点＞ ○様々な相談におけるそれぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスにつなぐとともに、継続的にフォローするため地域の状況や課題の把握を行う。 ○包括的・継続的な支援の入り口となるワンストップサービス拠点機能を果たす。 ○地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制を構築する支援者の一員として、障害福祉分野や生活困窮分野等の各専門支援機関との円滑な連携を図る。 (4) 権利擁護業務 地域住民・民生委員・介護支援専門員等の見守り支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が、尊厳をもって安心した生活が送れるよう、関係機関のネットワークにより、専門的・継続的な視点から必要な支援を行うことを目的とする。 ＜取組みの視点＞ ○利用者がメリットを実感できる成年後見制度の積極的な活用を図る。 ○虐待の早期発見・早期対応に努める。 ○複合的な課題に適切<u>な</u>対応<u>を行う</u>ため、関係機関との連携体制の充実を図る。

(新) 令和7年度	(旧) 令和6年度
(5) (略) (6) 生活支援体制整備事業 地域ケア会議や総合相談支援等より、地域課題を把握し、地域関係者、多様な関係者と連携を図りながら、高齢者が安心して暮らせる体制づくりを進める。 <u>介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針を参考に、介護予防ケアマネジメント業務や総合相談支援等より、高齢者の個別ニーズを把握し、生活支援コーディネーターと連携して地域資源とのマッチングを目指す。</u> <取組みの視点> ○地域ケア会議や相談支援等で把握した地域課題を社会福祉協議会、地域支えあい推進員等地域関係者と共有し、地域資源の整理を行う。 ○既存の活動団体への支援と合わせて、地域関係者、NPO民間事業者と連携し不足する資源の開発にも取り組む。 <u>○地域分析による地域課題と併せて、個別支援（自立支援）を起点にした考え方を基に、ニーズに合った支援を行う。</u> (7)～(8) (略) 3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業 (略) 4 市及び他の地域包括支援センターとの連携 (略)	(5) (略) (6) 生活支援体制整備事業 地域ケア会議や総合相談支援等より、地域課題を把握し、地域関係者、多様な関係者と連携を図りながら、高齢者が安心して暮らせる体制づくりを進める。 <取組みの視点> ○地域ケア会議や相談支援等で把握した地域課題を社会福祉協議会、地域支えあい推進員等地域関係者と共有し、地域資源の整理を行う。 ○既存の活動団体への支援と合わせて、地域関係者、NPO民間事業者と連携し不足する資源の開発にも取り組む。 (7)～(8) (略) 3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業 (略) 4 市及び他の地域包括支援センターとの連携 (略)